

平成14年7月4日
内閣府（防災担当）

中央防災会議における決定・了承事項

- 1 三宅島を活動火山対策特別措置法に基づく避難施設緊急整備地域に指定することを了承。

避難施設緊急整備地域に指定し、滞在型の一時帰宅及び本格的帰島に備え、クリーンハウスを先行的に整備。それ以外の避難施設については、本格的な帰島の目途がたった段階で検討。

内閣総理大臣が7月5日付けで指定し、公示する予定。

- 2 『防災体制の強化に関する提言
（防災基本計画専門調査会報告）』

及び

『今後の地震対策のあり方に関する報告
（今後の地震対策のあり方に関する専門調査会報告）』
に沿って、今後の施策を推進。

3 2つの専門調査会を新たに設置。

「防災に関する人材の育成・活用専門調査会（仮称）」

（検討事項）

- ・国、地方公共団体を通じた防災の専門的知識を有する人材の育成策
- ・自主防災組織、災害ボランティア等による防災活動のリーダーとなる人材の育成策
- ・大規模災害発生時等において、人材を組織的に活用する方策

等、人材の育成・活用のあり方

「防災情報の共有化に関する専門調査会（仮称）」

（検討事項）

- ・各種防災機関の情報共有化の基盤構築
- ・災害ハザードマップ等、平常時からの災害危険情報の提供
- ・科学的防災情報の的確な提供

等、産・学・官や一般の国民等での防災情報共有化のあり方

平成15年春に、検討結果を中央防災会議に報告（予定）。